

令和7年度 愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下「協会」という）は、この要綱に定めるところにより、協会が造成した着地型旅行商品について、同商品を掲載するパンフレット等を助成することにより、旅行需要を持った人に商品情報を認知してもらい、多様化するニーズへの対応や同商品を活用した旅行客増加による地域活性化への貢献ほか、本県のイメージアップ、観光産業の振興を図ることを目的とする。

(助成事業者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成内容)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

区分	限度額
協会が造成した着地型旅行商品 ※但し、協会が指定する商品に限る。	1商品当たり 30,000円

(助成の要件)

第4条 前条に規定する助成対象となるパンフレット等の助成要件は次のとおりとする。

- パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。
- 愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。
- 掲載に際しては、協会が造成した着地型旅行商品名を明確に記載すること。
- 愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレット等への掲載も対象とする。

(助成の制限)

第5条 パンフレット等の助成については、1造成箇所（1つの旅行者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第6条の申請期間各区分において、3商品を上限とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

(助成の申請期間等)

第6条 協会が造成した着地型旅行商品を添乗員付き募集型企画旅行の行程に組み込む場合には、助成の申請期間等を次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和7年4月1日から 令和7年7月31日まで	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで
下期	令和7年6月1日から 令和8年1月31日まで	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで

2 協会が造成した着地型旅行商品を募集型企画旅行（個人型）のパフレットに掲載する場合には、助成の申請期間等は次のとおりとする。

区分	申請期間	旅行商品設定期間
上期	令和7年4月1日から 令和7年8月31日まで	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで
下期	令和7年10月1日から 令和8年2月28日まで	令和8年4月1日から 令和8年9月30日まで

（助成金の交付申請）

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 代表理事は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

（助成事業の変更承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業変更（中止）承認書（様式4号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成を決定した事業終了後30日以内に（下期においては、事業終了後30日以内又は令和7年3月13日のいずれか早い日までに）、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 代表理事は、前条に規定する愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、愛媛県観光物産協会造成商品販売促進事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成事業者にメール又はFAXにて通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 前条の規定により、助成金額が確定した場合には、代表理事は、事前に提出のあった請求書(様式5号 別紙1-2)の額に応じて、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第13条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他代表理事が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 代表理事は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。